



Title	日米関係（沖縄返還）31(米側の態度 外務省外交史料館 レファレンス番号：H250040)
Author(s)	-
Citation	平成25年度外交記録公開(1)No.1 公開日：平成25年10月 30日 外務省外交史料館管理番号：2013-1000 CD・DVD 番号：H25-001
Issue Date	
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43813
Rights	外務省外交史料館所蔵資料

米側の態度

(回覧番号 1352) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘 無期限 課の内 号	符号表示 略 平 ※ 令第283/号	総第 36331 号 36332 ※ 昭和 45 年 6 月 18 日 備 考
大至急・至急・普通・LTF		発電係 ()

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 アメリカ才一課 起案 昭和 45 年 6 月 17 日 起案者 電話番号 446
---	-------------------------------	--

協議先
1 米下田 大使
2 条約課長
3 法規課長
安全保障課長

在 米下田 大使 臨時代理大使
沖繩高瀬 総領事 代理
あて 福田 大臣 臨時代理大使
電報 在 大使 臨時代理大使
総領事 代理
件名 地位協定 適用準備 (軍雇用制度)

往電米北1合才2715号に申し
1. 沖縄復帰後の軍労務雇用制度について
2. 各府県に於いて、復帰の時期が決定した後は、地位協定適用と共に当然に在米一般の在米 MLC 方式を適用するべきであること
3. 与り以外に在米一般の在米 MLC 方式あり (とある)

電信課長
代 藤田

写 済

18 119
89

(※印欄内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

1. 在米一般の在米 MLC 方式あり (とある)
2. 在米一般の在米 MLC 方式あり (とある)
3. 在米一般の在米 MLC 方式あり (とある)
4. 在米一般の在米 MLC 方式あり (とある)
5. 在米一般の在米 MLC 方式あり (とある)
6. 在米一般の在米 MLC 方式あり (とある)
7. 在米一般の在米 MLC 方式あり (とある)
8. 在米一般の在米 MLC 方式あり (とある)
9. 在米一般の在米 MLC 方式あり (とある)
10. 在米一般の在米 MLC 方式あり (とある)

GB-3

外務省

↑ 以上の如き米制内情に於ては、寫據用の
 特別海軍の支拂に於ては、例年より倍増した内情を
 STGの管内の如くして取上げざるは、避け
 合致し難いとの見解に於て、
 *

15日 東郷局長に於し、~~如本件(内)~~
 1. 日本側の要望を踏まへて本國政
 府に請願する。日本が同答時
 a. 交渉のありと、~~米制内情~~
~~(海軍部考慮上)~~
~~米制内情~~ (a. 交渉) 東京に於いて
~~海軍部考慮上~~
 2. 以上と二の内部をとり上げ、~~及~~
 ありと、~~交渉~~ 前記の如く、~~米制内情~~
 a. 2. 米制内情に於て、
 2. 米 上記の事情を以て、~~他方~~に於いて
 現時の如く、米制に於いて何等の
 措置を講ずる必要はないが、他方
 是後、沖繩軍司令部制度、MLC方式へ
 の移行は、~~交渉~~ 交渉に於いて、譲り得
 ない米制あり、~~米制内情~~ 米制内情あり
 ありと、~~交渉~~ ありと、~~米制内情~~ ありと、

MLC方式以外に、~~他方~~に於いて、~~交渉~~
~~交渉~~ 交渉に於いて、~~米制内情~~
 3. ついて、~~他方~~に於いて、~~交渉~~
 機会があるが、是等を制約しない
 留案一つ、米制内情に於いて、上記
 の方針を以て、~~他方~~に於いて、~~交渉~~
 力がある。[前記 上記 2. 米制内情
 事情に於いて、~~米制内情~~ 米制内情に於いて、
 米制内情 米制内情]

大政 閣外 外務省
 事務 典房
 次官 審長 長
 官 人 電 厚 計
 官 文 会 営 給
 官 参 調 祈 企
 長 参 領 旅 移
 官 参 地 中 東
 長 北 東 西
 官 参 北 北 保
 長 参 一 二
 官 参 西 東 洋
 長 官 参 西 東
 近 参 審 近 ア
 了 長 官 次 総 経 國 万
 長 参 質 統 三
 官 参 政 技 二
 長 官 参 政 経 科
 官 参 道 内 外
 長 官 参 道 内 外
 長 官 参 道 内 外

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA) 31903
 70年 6月 27日 16時 40分 沖 陸 発 着
 70年 6月 27日 20時 38分 本 省 着 米北1

外務大臣殿 了瀬 大使 臨時代理大使 総領事 代理

MLC適用準備

第164号 略

貴電米北/合第2831号に関し

1. 施設庁調査団がその調査期間中米側関係者より得た本件に関する先方の考え方は断片的なるも概ね次の通りなる趣。(スズキ同行)

(1) ジェネラソンJBLEC委員長は金山団長に対し、私見ではあるが前置きの上、労働者にとつて間接雇用移行後の基本給等の面において、現在よりはむしろ不利となる点が出てくることもあるので、しん重に検討しなければならぬと述べた。(ウインガー一長政省労働局長もスズキに対し同趣旨の発言をしたことがある)(なお、JBLEC委員長空軍民間人事部長は人員整理対象者を決定する方法につき説明した際、従来当地各軍共勤続年数、語学じゆく練者等をかんあんして対象者を決定していたところ、本年7月より同一職場、同一職種において勤続年数の短いものから機動的に決定する在日米軍と同様の方法に変更することとなっている旨述べた。)

外務省

秘

387

ヤナキニ編田

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

(2) 米側は各軍とも給与計算については電子計算機を導入しているところ、間接雇用移行後においても経費節約のため右システムが必要であると強調した。

2. 米側のフリージングを受けた際、先方は間接雇用移行を前提として説明を行い、質疑を行なったが、全般を通じて受けた印象は次の通り。

(1) 各軍担当官は、今では間接雇用移行を前提として、右制度を検討しており、上記人員整理対象者決定方法、退職手当支給率のせん次改定等(土本)制度の一部は運用面で既に採り入れている模様であるが、(土本)制度への完全移行については技術的に種々困難な面が生じ得るとの感触を持っているものとみられる。(これについては一部は知識不足に起因するものがあると思われるので当地担当官に対し、今後機会ある毎に理解せしめるよう配慮したい)

2) 間接雇用移行に伴う経費増につき深い関心を有しており、この問題が今後の重要なポイントとなる可能性は十分にある。

() ()

外務省

秘

ソカヒ 万大 博際

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

215

大政外外
務次 典房
臣官審審長長
備録入電厚
備録文会常総

電信写

総番号(TA) 32242 主管
70年6月30日15時35分 林 絶 発 米北
70年6月30日18時42分 本 省 着

外務大臣殿 高瀬 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

立法院総括質問(安保、間接雇用)

第174号 平

29日立法院予算委は主席の施政方針、新年度予算案等に関する質問を行なつたところ、安保、間接雇用問題に関する主席答弁要旨次の通り。

1. 安保
けん民ふくしの立場より、ひ害、不安をもたらし、経済発展のあい路となつてゐる基地の存在に反対せざるを得ないので基地の要である安保にも反対せざるを得ない。けん民の立場から安保が自動延長されたことは残念だ。本土の経済的はんえいは安保によるものでなく、国民のし勢と勤べんによるもので、安保がけん民の平和にとって必要とは思われない。けん民ふくしが大切だ。

2. 間接雇用
(間接雇用は地位協定に基づいてゐる。しかし主席は安保に反対している。これはむじゆんしないかとの質問に対し)
安保には反対するが、軍雇用者の問題は現実的処理を迫ら

参調析企
参領旅移

ア 参地中東
長 北 西
参北北
中南
参西東洋
長 西東

近ア長 参書近ア
長 次総経国力
長 参領統三
長 参政技二
長 参政協一
長 参政協二
長 参政協三
長 参政協四
長 参政協五
長 参政協六
長 参政協七
長 参政協八
長 参政協九
長 参政協十

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

れており。むじゆんはあつても現実の処理を重視する。(ナカマツ労働局長答弁：現在おきなわには安保は適用されていない。少なくとも現時点では安保と関係なく労働者のふくしの立場から間接雇用制度を採り入れて行こうということが実態である。)

(7)

-2-